

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06-6208-9996 ）
処分課（担当）名	動物愛護相談室
処分の名称	勧告及び命令
概要	第1種動物取扱業者が環境省が定める遵守基準を遵守していない場合及び第1種動物取扱業者が動物取扱責任者に動物取扱責任者研修を受講させていない場合に、市長は勧告や命令することができます。この命令に従わなかった場合、登録の取消しや業の停止命令の処分を行うこととなります。
根拠法令等 及び条項	動物の愛護及び管理に関する法律第23条
処分基準	<p>第1種動物取扱業者が第21条第1項又は第4項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。</p> <p>第1種動物取扱業者が第21条の4若しくは第22条第3項の規定を遵守していないと認めるとき、又は犬猫等販売業者が第22条の5の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>
ホームページ	
備考	